北部流域下水道事務所安全工事等施工推進協議会会則

　　（名　　称）

　　第1条　　都市整備部安全工事施工推進対策要綱（令和2年10月1日施行）第7条の規定に基づき「北部流域下水道事務所安全工事等施工推進協議会」を設置する。

　　（目　　的）

　　第2条　　本会は、発注者及び受注者の緊密な連携による協力体制の確立並びに安全工事等施工に係る指導及び啓発を図り、工事、運転管理業務及び点検整備業務（以下「工事等」という。）の事故を未然に防止し、安全確実な工事等の進捗を図ることを目的とする。

　　（構　　成）

　　第3条　　本会は、委員長、副委員長、事務所委員及び業者委員等で構成するものとする。

　　　　　2　　委員長は、北部流域下水道事務所長とし、本会を総理する。

　　　　　3　　副委員長は、北部流域下水道事務所技術次長とする。

　　　　　4　　事務所委員は、北部流域下水道事務所建設課長、維持管理課長、企画グループ長、工務グループ長、設備グループ長、管理グループ長、中央管理センター長及び高槻管理センター長とする。

　　　　　5　　業者委員は、契約中の工事等の受注者の安全委員とする。なお、受注者の本会への加入は工事共通仕様書附則に定められているとおり工事等の契約をもって入会し、完了をもって退会するものとする。

　　　　　6　　委員長は必要に応じて臨時委員を定めることができる。

　　（実施事項）

　　第4条　　本会は、第2条の目的により、工事等の現場の安全管理に関する事項及びそれに係る研修・訓練等に関する事項を実施するものとする。

　　（安全対策計画表）

　　第5条　　業者委員は､工事等の着手前に「安全対策計画表」（様式１）を作成し、監督職員を通じて委員長に提出するものとする。但し、「工事等の着手」とは設備工事等の工場製作期間を除く。

　　（安全パトロール）

　　第6条　　委員長は、副委員長、事務所委員及び業者委員から選出した委員で構成する「安全パトロール班」にて、工事等現場の安全パトロールを原則月１回実施し、終了後に検討会を開くものとする。

2　　前項に定める安全パトロールの実施箇所は、各工事等の現場作業期間や状況を勘案し、その都度委員長が定めるものとする。

　　　　　3　　業者委員は常に各自の工事等現場のパトロールを行うとともに、前項の安全パトロール実施日の3日前までに、最新のパトロール結果を記した「安全パトロール点検表」（様式2）を、監督職員を通じて委員長に提出するものとする。

　　　　　4　　業者委員は安全パトロール開催後、指摘事項について監督職員と協議確認し、速やかにこれを是正するとともに、「安全パトロール結果報告書」（様式3）を、監督職員を通じて委員長に提出するものとする。

　　　　　5　　第3条第6項で定められた臨時委員は必要に応じて安全パトロールに参画できるものとする。

　　（長期休暇期間における工事現場等安全関連対策）

　　第7条　　業者委員は、年末年始などで連続的に休業する際は、書類（様式4）を、監督職員を通じて委員長に提出するものとする。

　　（事務局）

　　第8条　　本会の事務局を北部流域下水道事務所建設課企画グループに置く。

　　（その他）

　　第9条　　本会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は委員長が定める。

附　　則　本会則は平成２１年４月１日から施行するものとする。

　　附　　則　本会則は平成２９年５月１７日より施行するものとする。

　　附　　則　本会則は令和２年８月１７日より施行するものとする。

　　附　　則　本会則は令和３年４月２０日より施行するものとする。